

## 共同研究講座 設置の流れ

① 本学教員と企業間でテーマ、内容等について相談

② 《講座》の名称、設置期間、派遣する研究者の決定、  
研究費用の積算等を行い、全体像を検討

③ ②がまとまり次第、以下の書類を提出  
(1)《共同研究講座》設置申込書  
(2)《共同研究講座》概要  
(3)《共同研究講座》教員の履歴書

④ 設置契約書の内容調整

⑤ 設置契約書の締結に向けた学内手続き

⑥ 設置契約書の締結、スタート

※申込から研究開始まで6か月程度が必要です

### ■ 研究・連携についてのお問い合わせ ■

ご関心をお持ちの方は、本学産学官連携コーディネーターまでお問い合わせください。

和歌山大学産学連携イノベーションセンター  
産学官連携コーディネーター

〒650-8510 和歌山県和歌山市栄谷930番地

● Tel : 073-457-7564

● Fax : 073-457-7550

● E-mail : liaison@ml.wakayama-u.ac.jp

企業⇄大学共同ラボ

# 共同研究講座のご案内



# 和歌山大学 従来の研究協力3制度

和歌山大学では、民間企業や自治体をはじめとする公的機関等と課題を共有した分野で、契約に基づき、大学が研究資金を受け入れるかたちで研究を行ってきました。

いずれの制度も、各企業・機関にとっては、研究で得られた成果が業務や活動に活用され、大学にとっては、研究・教育が活性化されるという利点を追求しています。

## 学術指導

本学研究者が専門的知識に基づき助言・講習、簡便な調査等を行うことで、企業等の業務や活動を支援する制度。《共同研究》や《受託研究》に向けて、大学との連携の最初の一步に。

[費用] 1時間1万円～

## 共同研究

企業等から研究経費を受け入れて、本学研究者と企業等の研究者が対等の立場で共通の課題(個別開発)について研究を行う制度。企業等の研究者が本学の施設で研究を行う「派遣型」と、それぞれの施設で研究を行う「分担型」の2タイプ。

[費用] 直接経費、間接経費、研究料(派遣型共同研究の場合のみ)\*

## 受託研究

企業等の側に研究者がいない場合に、企業等からの課題とともに委託・研究経費を受けて、本学研究者が研究を行う制度。

[費用] 直接経費、間接経費

※[直接経費] 物品、旅費、謝金など [間接経費] 管理費ほか [研究料] 企業研究者受入経費

# 研究のさらなる高度化と多様化に向けスタート!

## 新制度

# 共同研究講座(企業⇄大学共同ラボ)とは

本学と企業等との共通した研究課題について、一定期間(2~5年/更新可)継続的に共同で研究を行う制度です。

- 企業と大学との《講座》を大学内に設置します
- 企業の研究者を“在籍出向”の形で大学の特任教員として受け入れます
- 特任教員は、本学教員と同様に大学が保有する資料や設備機器を活用できます
- 提供いただく資金は共同研究経費(間接経費30%を含む)として、研究費、施設使用料、特任教員の人件費に充てられます

《講座》とは? 大学内の組織として設置する研究グループのこと

## 企業側のメリット

- 個別開発の研究にあたる従来の《共同研究》と比べて、企業の中長期的な研究開発戦略に合った、より確実な研究成果が期待できます
- 運用方法やテーマによっては、企業内で研究開発を行うよりも高いコストパフォーマンスが期待できます
- 原則、知的財産の持ち分を定めた共同出願契約を別途締結した上で、企業側のメリットも十分配慮し特許等の共同出願を行います
- 《共同研究講座》は大学内の組織なので、学内リソース(保有設備等)のフル活用が可能。教員同士の「横のつながり」も期待できます
- 本学の様々な知見や研究シーズへのアクセスが容易となり、新たな研究展開が期待できます
- 企業名を冠につけた講座等を学内組織として設置するため、学生への企業PR効果が(優秀な学生の採用も)期待できます

## 税制上の優遇措置

《共同研究講座》を実施した場合の税法上の優遇措置として「試験研究費の総額に係る税額控除制度」等の研究開発税制が設けられております。詳しくは、税務署等へご確認ください。

## 共同研究講座の概要



## 本学のサポート体制 産学連携イノベーションセンター

- 新テーマや関連分野に関し、研究者とのコーディネート
- 知的財産権に関するサポート
- 外部資金の獲得支援

- 共同研究の進捗管理サポート
- その他、日常的な講座等運営のサポート

[担当] 産学官連携コーディネーター

- 事務的なサポート

[担当] 研究・社会連携課